

平成29年台風第18号に係る災害に関する被災中小企業・小規模事業者対策について

平成29年台風第18号に係る災害により被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構 所在地：東京都港区 理事長：高田 坦史）では、本災害で被災された中小企業の皆様が、早期に事業を再開できるよう、以下のとおり特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。

また、被災された小規模企業共済契約者の方々に対しまして、災害時貸付を適用いたします。

9月19日付けで特別相談窓口を以下のとおり設けました。

<平成29年台風第18号に係る災害に関する特別相談窓口>

九州本部

- 総合相談窓口（企画調整課） 電話：092-263-1500
- 所在地：福岡市博多区祇園町4番2号 サムティ博多祇園BLDG

被災小規模企業共済契約者に対する対策について

- 【共済事業グループ 小規模共済融資課】 電話：03-3433-8811

[小規模企業共済ホームページへ](#)

適用地域（平成29年9月19日時点）

大分県 佐伯市（さいきし）

津久見市（つくみし）

参考：中小企業庁のページへ

[平成29年台風第18号に係る災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策を行います](#)